

保育の質の改善について

東海部会提出
説明担当 多治見市

(理由)

平成27年度より子ども・子育て支援新制度が本格実施となり、幼児教育・保育及び子育て支援事業について、量的拡充と質の改善が図られているところである。

また、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の施行や、ニッポン一億総活躍プランの閣議決定等により、各種取組が進められる中で、女性の社会参加がより一層促進されている。

女性の社会参加の促進に伴い、保育ニーズも増大しており、保育施設の整備や保育士確保に向けた取り組みが行われているが、3歳未満の子ども、アレルギーを持つ子ども、障がいなどにより、特別な支援が必要な子ども等の保育施設利用が年々増加傾向にあり、保育士の確保に苦慮している状況である。

こうした中で、安全・安心な保育を提供するためには、保育士が安心して保育を行うことができる体制、保育士がより働きやすい環境を整えることが必要であり、保育士の確保と定着により、保育の質を高めることができるものと考えられる。

よって、国においては、保育の質の改善に向けて、次の措置を講じるよう強く要望する。

記

- 1 子ども・子育て支援においては、職員の確保・定着を図るための職員給与の改善や職員配置の改善(1歳児の職員配置を6:1から5:1に、4、5歳児の職員配置を30:1から25:1に)などに、必要な予算の確保を図ること。
- 2 保育の質を確保するため、保育士不足への対応は、資格を有しない者を配置基準人員に含めるような要件緩和ではなく、保育士の処遇改善によって進めること。

- 3 現状の療育支援加算等では障がい児等の支援に必要な費用を賄うことが困難なため、受入施設への財政支援等により障がい児の受入促進を図ること。